

令和6年12月6日招集

令和6年大船渡市議会第4回定例会議案

大船渡市

| 番 号 | 件 名 |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 2 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議案第 3 号 | 大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 7 号）を定めることについて |
| 議案第 5 号 | 令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて |
| 議案第 6 号 | 令和 6 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることについて |

議案第 1 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を
求めることについて

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律
第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

令和 6 年 12 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

写

専 決 処 分 書

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に伴い、令和6年度大船渡市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日専決

大船渡市長 淵 上 清

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年12月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大船渡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> | <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> |
| <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> | <p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) [略] 4～6 [略] | (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)～(3) [略] 4～6 [略] |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例(昭和41年大船渡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) [略] (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)～(4) [略] | (欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) [略] (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3)～(4) [略] |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(大船渡市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 大船渡市行政不服審査会条例(平成28年大船渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| (罰則) 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 | (罰則) 第8条 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年大船渡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 附 則 (大船渡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人 | 附 則 (大船渡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 [略] 2 [略] 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人 |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5～6 [略]</p> | <p>情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5～6 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(大船渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)</p> | |

第5条 大船渡市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年大船渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(罰則)</p> <p>第19条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(罰則)</p> <p>第19条 第6条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の大船渡市一般職の職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第2号(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例)説明要旨

1 本則

第1条(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

| 条 項 | 要 旨 |
|--------|-------------------------|
| 第18条の2 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |
| 第18条の3 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |

第2条(大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部改正)

| 条 項 | 要 旨 |
|-----|-------------------------|
| 第4条 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |

第3条(大船渡市行政不服審査会条例の一部改正)

| 条 項 | 要 旨 |
|-----|-------------------------|
| 第8条 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |

第4条(大船渡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

| 条 項 | 要 旨 |
|-----|-------------------------|
| 第3条 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |

第5条(大船渡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

| 条 項 | 要 旨 |
|------|-------------------------|
| 第19条 | 拘禁刑の創設に伴い、文言を整理するものである。 |

2 附則

| 条 項 | 要 旨 |
|-----|---|
| 第1項 | この条例の施行期日を令和7年6月1日とするものである。 |
| 第2項 | この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置を定めるものである。 |
| 第3項 | この条例の施行後にした行為に対する旧刑法の罰則の適用に関する経過措置を定めるものである。 |
| 第4項 | 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る人の資格に関する経過措置を定めるものである。 |
| 第5項 | この条例の施行前に死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪を犯して起訴された者に係る改正後の大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用に関する経過措置を定めるものである。 |

議案第3号

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和6年12月6日提出

大船渡市長 淵 上 清

提案理由

児童手当法の一部改正により、一定所得以上の者に支給されている特例給付が廃止されたことに伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--------------------|---|---|-------------|---|---|
| 別表第2（第4条関係） | | | 別表第2（第4条関係） | | |
| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 | 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| [略] | | | [略] | | |
| 8 市長 | 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | [略] 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの | 8 市長 | 生活に困窮する外国人を対象として生活保護法を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | [略] 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| [略] | | | [略] | | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |
| 附 則 | | | | | |
| この条例は、公布の日から施行する。 | | | | | |

議案第3号(大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

| 条 項 | 要 旨 |
|------|---|
| 別表第2 | 生活に困窮する外国人を対象として行う生活保護の決定等の事務を処理するために必要となる特定個人情報から、児童手当法による特例給付に係る規定を削るものである。 |

2 附則

| |
|-------------------------|
| この条例の施行期日を公布の日とするものである。 |
|-------------------------|

議案第 4 号

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 7 号）を定めることについ

て

令和 6 年度大船渡市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 12 月 6 日 提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 5 号

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を定めることについて

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 6 年 12 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 6 号

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めること
について

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める
ことについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定に
より、議会の議決を求めます。

令和 6 年 12 月 6 日提出

大船渡市長 渕 上 清